

☐	_____
☐	_____
☐	_____
☐	_____
☐	_____

次の【見解】は、自白の補強証拠が必要とされる範囲について述べたものである。【見解】中の①と②の（ ）内に入る適切な語句を後記【A群】の1から5までのうちから、また、③と④の（ ）内に入る適切な記述を後記【B群】の1から5までのうちから、それぞれ一つずつ選びなさい。なお、同じ数字の（ ）内には、同じ語句又は記述が入るものとする。

【見解】

犯罪を構成する事実は、一般に、客観的要件事実、主観的要件事実、被告人と犯人との同一性の三つに分けることができる。自白の補強証拠が必要とされる範囲について、犯罪を構成する事実のうち（①）の全部又は実行行為を含むその主要部分について補強証拠が必要であるとする学説がある。これは、（①）以外の事実については、自白以外の証拠が存在しない場合が少なくないことも考慮し、明確で実際的な補強の範囲を示そうとしたものといえる。これに対し、判例は、より柔軟に、（①）のうち、（②）を保障する程度の範囲の事実について補強証拠が存在すれば足りるとしている。

例えば、貴金属を客体とする盗品有償譲受けの罪について、被告人の全面的な自白と当該貴金属に関する盗難被害届のみが存在し、自白には十分な信用性が認められる場合、前記学説によれば、（③）ことになる。他方、この場合、判例によれば、（④）ことになる。

【A群】

1. 客観的要件事実
2. 主観的要件事実
3. 被告人と犯人との同一性
4. 自白の任意性
5. 自白の真实性

【B群】

1. 当該貴金属が盗品であることについて補強証拠に欠けるから、有罪とすることは許されない
2. 被告人が当該貴金属が盗品であることを認識していたことについて補強証拠に欠けるから、有罪とすることは許されない

3. 被告人が犯人であることについて補強証拠に欠けるから、有罪とすることは許されない
4. 被告人が当該貴金属を有償で譲り受けたことについて補強証拠に欠けるから、有罪とすることは許されない
5. 自白全体が架空のものでないとの裏付けがあり、補強証拠に欠けるところはないから、有罪とすることが許される

① 1

自白の補強証拠が必要とされる範囲について、犯罪を構成する事実のうち(①)の全部又は実行行為を含むその主要部分について補強証拠が必要であるとする学説(罪体説)は、「(①)以外の事実については、自白以外の証拠が存在しない場合が少なくないことも考慮」したものである。

そして、「犯罪を構成する事実」は、一般に、客観的要件事実、主観的要件事実、被告人と犯人との同一性の三つに分けることができる」ところ、このうち、「主観的要件事実」と「被告人と犯人との同一性」については、自白以外の証拠が存在しない場合が少なくないが多い。したがって、①には、「客観的要件事実」が入る。

② 5

判例(最判昭 23.10.30)は、「被害者の供述自体では被告人が本件強盗に参加した事実は認定できないけれども、自白を補強すべき証拠は、必ずしも自白にかかる犯罪組成事実の全部に亘って、もれなく、これを裏付けするものでなければならぬことはなく、自白にかかる事実の真実性を保障し得るものであれば足る」としている。したがって、②には、「自白の真実性」が入る。

③ 4

罪体説からすると、犯罪を構成する事実のうち、実行行為の全部又は実行行為を含むその主要部分について補強証拠が必要となるところ、盗品有償譲受罪の実行行為は、「盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物」を「有償で譲り受け」ることである(刑法 256 条 2 項)。

しかし、貴金属に関する盗難被害届は、貴金属が「盗品」であることの補強証拠とはなり得ても、「有償で譲り受けた」ことの補強証拠にはならない。したがって、③には、「被告人が当該貴金属を有償で譲り受けたことについて補強証拠に欠けるから、有罪とすることは許されない」が入る。

④ 5

判例(最決昭 29.5.4)は、「赃物故買の事実についての被告人の公判廷における自白は、被害者の盗難被害届によって、これを補強することができ

る」としている。したがって、④には、「自白全体が架空のものでないとの裏付けがあり、補強証拠に欠けるところはないから、有罪とすることが許される」が入る。